

---

# 平成 29 年度 第 2 回垂水市総合開発審議会

## － 審議会資料 －

開催日時：平成 29 年 9 月 11 日（月）午前 10 時～

開催場所：垂水市役所 3 階 第一会議室

---

### 会 次 第

- 1 開会
- 2 第 5 次垂水市総合計画基本構想諮問
- 3 市長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 審議事項
  - ①第 5 次垂水市総合計画基本構想（素案）の答申について
  - ②第 5 次垂水市総合計画 基本構想（素案）について
- 6 その他
- 7 閉会

---

---

垂水市総合開発審議会委員名簿（敬称略）

---

---

学識経験者

[医療・介護分野の専門家]

大石 充 （鹿児島大学病院 副病院長 教授）

[産業分野の専門家]

佐野 雅昭 （鹿児島大学水産学部 教授）

[行政分野の専門家]

小栗 有子 （鹿児島大学法文学部 准教授）

[教育分野の専門家]

前田 晶子 （鹿児島大学教育学部 准教授）

垂水市長推薦委員

小牟田 哲司 （垂水市民生委員協議会会長）

川崎 あさ子 （垂水市観光協会観光推進部長）

川畑 博海 （会社社長）

井之上 瞳 （子育て支援センター支援員）

宮下 直弥 （大野地区青年部）

(参考)

○垂水市総合開発審議会条例

昭和49年3月29日条例第14号

(設置)

第1条 垂水市の総合的な開発並びに振興発展に必要な事項について、審議するため、垂水市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次の事項について審議する。

- (1) 垂水市総合開発計画に関する事。
- (2) 垂水市の振興発展に関する基本的な事項で、総合開発計画に密接な関係を有する事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、必要の都度、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故あるとき又は、会長及び副会長がともに欠けたときはあらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会長及び委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、垂水市報酬及び費用弁償条例（昭和44年条例第9号）に定めるところによる。

(事務の処理)

第8条 審議会の事務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。